**Ⅰクラブ運営**

**制定案16-01書面による理事会議事録について規定する件**

提案者： 第6980 地区（米国）標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203ページ）。

第 **3**節 **―** 理事会の会合。

理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議事録は、当該会合後60日以内に全会員が入手できるようにすべきである。

趣旨および効果

クラブ理事会のすべての会合と特別会合の議事録は、クラブの全会員が閲覧できるようにすべきである。議事録は会合後 30日が経過しないと承認されないため、閲覧可能となる時期は 60日以内とする。会員またはクラブ細則に影響のある決定について、理事会メンバー間だけの秘密とすべきではない。

審議に入る

（修正動議）「当該会合の60日後に」に修正するべき

（議長）作成する意味で複雑な修正であるので議長として却下する。

（賛成）理事会の議事を明確にすることで、クラブ会員の知る権利を守ることになる。

（賛成）3060地区、ロータリーに秘匿するものない。クラブ会員は知る権利を持っている。

（反対）9810地区、懸念がある。複雑で微妙な案件（例えばセクハラ）を公開するべきではない。

（賛成）7150地区、セクハラのような案件は公開しないという「内規」を理事会で作ればよいのでこの案件に賛成である。

（賛成）子供の保護とかの話が出た場合には、秘匿するべきと理解していると思うので秘匿に関して守られると考える。

（反対）クラブ規模での課題がある。大きなクラブであれば公開することに意義が認められるが、小さなクラブでその意義は薄れる。

※終了動議があり賛成多数で採択に入る。

（採択結果）

**316対136で採択**

**制定案16-02クラブ会計が理事会メンバーとなるよう規定する件**

提案者： 第1790 地区（フランス）第3190 地区（インド）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 207ページ）。

第 **10**条 理事および役員

第 **4**節 **—** 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名

または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、~~および~~幹事、および会計は、全員理事会のメンバーとする。また、~~会計および~~会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

（本文終わり）

**趣旨および効果**

何年もの間、ロータリークラブは、地域社会におけるさまざまな奉仕プロジェクトのため

に、会員、地域社会、企業から多大な資金を集めてきた。この状況において、今後も支援を受け続けるために、寄付者の信用と信頼を確保し、ロータリークラブの優れた公共イメージを形づくるには、統制の取れた最善の会計慣行による、透明、迅速、かつ慎重なクラブでの資金管理が最も必要とされる。会計をクラブ理事会の常任メンバーとすることで、会長は、適切なアカウンタビリティ（説明責任）と責任をもって、定期的に全資金の監督／監視ができる。よって、本制定案をもって標準ロータリークラブ定款を改正することを提案する。

（審議に入る）

（賛成）3212地区、様々な計画を実施する場合に会計が参加することに意味があると考える。賛成。

（賛成）1790地区、私は賛成である。

（反対）9970地区、会計は幹事に含まれていない意味があるので理事会メンバーに入れるべきではない。

（反対）7530地区、サテライトクラブがある場合には、理事メンバーのサテライトクラブ例会出席が困難になるので反対。

（賛成）会計は重要な役職であるので理事会に入れるべき。

（反対）2250地区、私たちはリーダーであり、クラブ運営を図る人たちを規定することはクラブの主体性を損なうと考える。手続要覧に掲載する必要がない。

（賛成）クラブレベルで透明性を確保する意味で、会計をするメンバーは将来のクラブ会長候補であるので理事会に参加させるべきである。

（賛成）クラブの人頭分担金や地区費用の拠出等の重要な職務をして、将来のクラブ会長候補であるから賛成。

※採択に入る。

（採択）372対72で採択

**制定案16-03クラブ幹事エレクトが理事会メンバーとなるよう規定する件**

提案者： 大和中ロータリークラブ（日本、第2780 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』207ページ）。

第 **10**条 理事および役員

第 **4**節 ― 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、幹事エレクト、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、~~および~~幹事、および幹事エレクトは、全員理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

（本文終わり）

**趣旨および効果**

標準ロータリークラブ定款、第 10条、第4節はクラブ幹事の重要性を認識して、役員とするよう規定している。しかし、会長には会長エレクトとして事前に充分な研修の機会が与えられているが、クラブ幹事には、就任当日からクラブ会長と一体となってクラブの運営を推進することが求められ、慣れない中でクラブ内外の多岐に渡る実務を担当しているのが現状である。そこで「幹事エレクト」の役職を新設して、同時にクラブ役員に含めて理事会のメンバーとすることを提案する。会長エレクトと同様の事前の準備期間と公式な研修の機会を得られることで、年度当初からクラブ運営がスムースになり、クラブ活動も活発になることが期待できる。

（審議に入る）

（反対）6650地区、理事会に追加することは大切ではあるが、小さなクラブにとっては無理であろう。従って明文化する必要はない。

（賛成）3261地区、会長と幹事は重要な職務である。幹事の任務は多岐にわたるので会長以上の仕事をする上で、幹事エレクトも理事会に参加させる必要を認める。

（賛成）ナイジェリア、2013年の規定審議会ではクラブ理事会メンバーについて討議され、会長エレクトが理事会メンバーになっている。会長エレクトと共に、幹事エレクトも参加することで研修できることで賛成である。

（賛成）継続性の問題で賛成である。

（反対）1920地区、反対であるが幹事エレクトになることは構わないが全てのクラブに「強制」することに反対である。アイデアは良いがこれを規定することは反対。

※終了動議があり討議さ終了となった。

（採択）144対312で否決

**制定案16-04クラブ役員に関する規定を改正する件**

提案者： Paris Nord ロータリークラブ（フランス、第1770 地区）標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 207ページ）。

第 **10**条 理事および役員

第 **4**節 **—**役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、会長ノミニー（選出され次第）、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。ク~~ラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする~~。衛星クラブの全例会には、少なくとも 1名のクラブ役員が出席するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

RI戦略計画、クラブ・リーダーシップ・プラン、それらに関連する活動と変更が導入され

る中、会長ノミニーも、選出され次第、委員会会合との話し合いに含めることが有益である。これにより、クラブが取る方向性をノミニーが知ることができ、またノミニーの会長就任年に実施される決定についてもノミニーの考えを他と共有することができる。

さらに、衛星クラブは通常のロータリークラブとなるまで親クラブの支援を受けるべきである。親クラブの役員が衛星クラブの例会に出席するという義務はより厳しくあるべきである。よって、本制定案は、衛星クラブの全例会に少なくとも 1名のクラブ役員が出席することにより、衛星クラブが適切な支援を受けられるようにするものである。

（審議に入る）

（反対）小さなクラブでは無理。

（賛成）台湾、ロータリーの長期計画に沿った変更である。会長ノミニーを入れると継続性をさらに確保することができる。衛星クラブに関しても賛成。

（反対）3011地区、先ほどの討議の通り、幹事エレクトが否決されたのと同じ意味で反対である。クラブの主体性を守るべきである。

（反対）5630地区、この案件に反対である。衛星クラブを私のクラブで支援しているが、一人の出席では少ないから。

※終了動議により採択に入る

（採択）123対332で否決

**制定案16-05クラブ内の委員会について規定する件**

提案者： Bangalore East ロータリークラブ（インド、第3190 地区）標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 207～208ページ）。

第 **10**条 理事および役員、ならびに委員会

第 **7**節 **—** 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。クラブ管理運営• 会員増強• 広報• ロータリー財団• 奉仕プロジェクト必要に応じて追加の委員会を任命できる。

（本文終わり）

**趣旨および効果**

古い運営体制では、各奉仕部門の理事と約15の委員会がある。各委員会に3人の委員がいると想定すると、全委員会に会員を配置するには、理事会メンバーの約 9名に加えて 45名のロータリアンが必要となり、理事会と委員会を運営するには約 55名のロータリアンが必要となる。しかし、2014年 6月 30日の時点で、会員数が 60名に満たないクラブの数は、ロータリー世界全体で約 90％を占める。従って、大半のクラブでは、古い運営体制を組むために十分な会員がいない。5つの委員会なら容易に設置できる。

（審議に入る）

（定款細則委員会）「SHALL」は「MAY」よりも強い意味である。

（修正動議）広報委員会を公共イメージ委員会に変更するべきである。

（修正案の討議）意見がなかったの修正の採択がなされた。

（修正案の採択結果）カード方式による賛成多数で修正動議が採択された。

（賛成）3212地区、DLP、CLPが浸透されることが大事と思う。「義務」にすることによって小さなクラブでも効果的になると考える。

（反対）既に、クラブ細則で規定されていると考えるから反対。

（質問）オーストラリア、定款細則委員会の意見では強制ではないと認識。

（反対）クラブ細則に掲載されているものを定款に追加する必要はない。

※終了動議があり採択に入る。

（修正案の採択）238対213　採択

**制定案16-06ロータリークラブの目的を定義する件**

提案者： 第3662 地区（韓国）標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202ページ）。

第 **6**条 クラブの目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果

あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

（続く各節は、該当する番号に振り直す）

（訳注：「第6 条 クラブの目的」の原文は「Article Purpose」ですが、既存の第4 条「目的」［Object］と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。）

**趣旨および効果**

ほとんどの組織では、その組織規定において目的に関する条項を記しているが、現在の標準ロータリークラブ定款にはそのような条項がない。目的がないと方向性が不確かとなる。しかし、クラブは常に、地区ガバナーの公式訪問や地区研修・協議会などの機会に、効果的なクラブとなるべく取り組むようガバナーから求められ、また、効果的なクラブとなるための計画を地区に提出し、その計画を実行するよう要請される。このように、 効果的なクラブとなることは、全クラブにとっての共通目標として設定されてきた。それゆえに、効果的なクラブの4要素（会員基盤の発展、ロータリー財団の支援、奉仕プロジェクトの実施、リーダーの育成）は、RIの方針において奨励するのみでなく、以下を達成するために書面による規定のレベルに格上げされるべきである。標準ロータリークラブ定款で不足している要素を補う。

（審議に入る）

（賛成）韓国、クラブの定款に目的を入れることで、ロータリークラブの目的が明確になる。国際ロータリーの目的にはクラブが明記されていない。

（反対）5580地区、国際ロータリー定款の「ロータリーの目的」が「目的」であるので反対。

（賛成）韓国、ロータリーの目的に、クラブが言及されていないことを「補完」することになる。国際ロータリーの目的を前提にクラブの「目的」を明確にするべきであろう。

（反対）フランス、この案件の文言を含めて反対である。国際ロータリーの目的がある中でさらに複雑になる。

（賛成）4580地区、ロータリーの安定性を確保するために、それぞれのクラブがバランスの良い奉仕部門を考えた場合はこの案件が有効と考える。

※終了動議後、採択に入る。

（採択）236対217で採択

**制定案16-07クラブ会員の入会金を廃止する件**

提案者： 第1720 地区（フランス）Evry Val-de-Seine ロータリークラブ（フランス、第1770 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 143ページ）。

（主要部分を抜粋）

第 **11**条 ~~入会金および~~会費

すべての会員は、細則の定める~~入会金および~~年会費を納入しなければならない~~。ただし、第7条第 4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。~~

**趣旨および効果**

入会金のコンセプトは、ロータリーの現代的なイメージを反映していない。ロータリーの イメージは、力強い会員基盤と、地元、地域、世界レベルで大規模なプロジェクトを実行する力に基づいて形づくられるべきである。従って、ロータリーと同じ理念を持ちながら入会金を含む入会のコストを支払えない人を除外する代わりに、ロータリアンとなれる見込者の枠を広げるべきである。よって、入会金に関するすべての言及を削除することを提案する。

（審議に入る）

（反対）3140地区、入会金はクラブ財源に影響を与えるので反対。入会金は入会者の「決意」を明確にする。

（賛成）オーストリア、入会金制度はエリートクラブとみなされる恐れがある。経済力だけが問題ではなく、ロータリアンとしてふさわしい人たちの入会を阻害する。

（反対）パキスタン、多くのクラブが入会金から奉仕活動資金に使っている。入会金がなければ年会費値上げにつながる。入会金が払えないという理由は理解でるが、クラブが決めることであろう。

（反対）5220地区、クラブ定款でクラブの裁量に既に任されているので適切ではない。

（賛成）4920地区、ロータリーをより柔軟にする施策であると考えている。

（反対）6220地区、私のクラブで430人の大規模クラブである。そのようなクラブはコストが膨大になり、運営資金が必要となる。

（賛成）3130地区、120万人の会員数で停滞している状態を打破する施策の一つと認識しているので賛成である。

（賛成）入会金は会員増への障害になっている。

（賛成）退会者を少なくするために、入会時にしっかりとした体制を作らねばならない。従って賛成。

（賛成）4850地区、民主的なロータリーを考えるのなら、クラブが独自に入会金を取ることも可能にする手段取る前提で、若い人たちを入会させるために入会金は障害になっている。

※採択に入る。

（採択）232対228で採択

**~~制定案16-08クラブ入会金の規定を改正する件~~（撤回）**

提案者： 大和中ロータリークラブ（日本、第2780 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 208～209ページ）。

第 **11**条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第 4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。理事会は独自の裁量により、新会員の入会金納入義務を免除できる。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前 2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。（本文終わり）

**趣旨および効果**

たとえば、銀行等の職業分類に該当する会員は、その職務上 2、3年で転勤することが一般的である。支店長交代に伴い、新支店長が会員として入会を希望する場合、その会員候補の入会金および前任者支払い済みの該当期間の会費は、免除できるものとしたい。その職務上、豊富な知識と見識を持つ該当会員は、クラブに多くのよい影響をもたらしている。このようなケースは、継続的会員とみなし、クラブ理事会での承認を得て、入会金の免除、および前任者支払い済みの該当期間の会費を免除できることが望ましいと考える。

撤回された

**~~制定案16-09クラブ入会金の規定を改正する件~~（撤回）**

提案者： 川越ロータリークラブ（日本、第2570 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 208～209ページ）。

第 **11**条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第 4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。会員の家族の本クラブ入会が認められた場合、細則に定められた通り、入会金を免除することができる。（本文終わり）

**趣旨および効果**

標準ロータリークラブ定款第 11条には、クラブ入会金の納入について規定が記載されている。本制定案は、クラブ会員の入会金に関する特例を会員拡大および事業承継を目的として、家族を会員の在籍中に新規に入会させる場合、特例を設けることを第 11条に追加するものである。

撤回された。

**Ⅱ.奉仕部門、ロータリーの目的**

**制定案16-10奉仕の第二部門を改正する件**

提案者： 第2840 地区（日本）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202ページ）。

第 **5**条 五大奉仕部門

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

（本文終わり）

**趣旨および効果**

本制定案は、標準ロータリークラブ定款 第 5条 五大奉仕部門の第 2項 職業奉仕の定義を改正するものである。ロータリーの五大奉仕部門は、「ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準（philosophical and practical framework）」である。第 2項以外の他の奉仕部門は、クラブの活動の中で会員がとるべき行動が具体的に示されているが、第 2 項にはそれが示されていない。本制定案は、他の部門の定義との整合をとり、クラブの活動の実際的な基準であることを明確に示すため、会員の役割に、会員がとるべき行動を加えるものである。

（審議に入る）

（賛成）3020地区、職業奉仕の定義が明確になっていない現状を改善する意味のある提案と思うので賛成。

（修正動議）4400地区、16‐17は全ての意味が入っているので17をするべきではないか？

（議長）昨日、審議順番を可決したのでそのまま進行したい。

（反対）全てのクラブが細かい形で運営するべきではない。

（修正動議）黄色のカードは文法的な修正と認識しているので、単数から複数に変えるべき。

（セコンド後修正案の審議）特に意見なし。

（修正案のカード採択）賛成多数で修正動議が採択された。

（賛成）ロータリーのルーツに戻らねばならない。

（賛成）会員の目的、つまり奉仕活動に関わる意味で賛成。

（反対）コロンビア、この提案は既に第五条の2番目に明記されているので既に含まれているので必要はない。

**※終了動議後採択に入る**

**（修正案採択）賛成254反対210で採択**

**制定案16-11奉仕の第三部門を改正する件**

提案者： Genova ロータリークラブ（イタリア、第2032 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202ページ）。

第 **5**条 五大奉仕部門

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質と文化水準を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

**趣旨および効果**

どんなに豊かな土壌でも耕さなければ実りをもたらさない。人の心も同じである」（セネ カ）。「生活の質」という表現をより明確にするため、これは物質的な豊かさだけを指すのではなく、人類文化の遺産を共有することも示すよう、提案した追加部分は必要なものと考えられる。実際に、知識の伝達は、人びとがコミュニケーションを取り合い、協力することを可能にする、非常に優れた手段である。特に、文化水準を上げるということは、人類全体に帰属する遺産を保ち、継承し、人びとに伝えることを意味する。さらに、文化遺産の大部分はすぐに知覚されるもの（視覚芸術、音楽、歌）であることから、文化を伝えることは、未だ私たちを分かつ壁を乗り越えるために有効な手段となる。「苦しみは無知によって引き起こされていると信じている。無知が我々を支配するところに真の平和はありえない」（ダライ・ラマ）

（質疑に入る）

（賛成）イタリア2030地区、文化は地域の成長に重要なものである。

（修正動議）文化水準という言葉は明確ではない。文化理解水準という言葉にするべき。

（修正案の討議）討議なし。

（修正案のカード採択）反対が多く否決

（賛成）アルゼンチン、モラル的な核はロータリーの基礎であり強く賛成する。

（修正動議）4240地区、素晴らしい案であり、文化、教育水準に変えるべき。

（修正案の討議）

（反対）6890地区、教育を追加することは生活に入っているので反対である

（修正案の採択）反対多数の為否決、本動議に入る。

（修正動議）文化水準を水準だけ削除することを提案したい。文化~~水準~~

（修正案の討議）

（反対）7210地区から反対意見があった。

（反対）台湾、文化を変えることにつながるから反対。

（修正案の採択）反対多数で否決

（終了動議後採択に入る）

（採択）賛成173反対280で否決

**制定案16-12奉仕の第五部門を除外する件**

提案者： 第3662 地区（韓国）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202ページ）。

第 **5**条 ~~五~~四大奉仕部門

~~5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。~~

（本文終わり）

**趣旨および効果**

奉仕部門に青少年奉仕を加えることは、残り4つの部門に内在する基本的哲学と職業分類を侵害し、結果として次のような矛盾を引き起こした。包括的な領域の各分野は、互いに排他的であるべきである。しかし、青少年奉仕の概念は、ほか 4つの奉仕部門の概念と重複している。クラブ奉仕、社会奉仕、国際奉仕は空間（領域）によって分類される一方で、青少年奉仕は奉仕の受領者（人の種類）によって分類されるため、5つの奉仕部門の分類において著しい非一貫性が生じている。ロータリーの基本理念（1920年代以後）に関する以前の言明では、ロータリーの６つの目的（綱領）と四大奉仕の間に対となる一致があった。青少年奉仕の追加により、この一致は不可能となり、ロータリーの基本理念における矛盾が生じることとなった。青少年奉仕が奉仕部門に残るとなると、ロータリーには、さらなる奉仕部門の追加に対して反対意見を出す理論的根拠がほとんどなくなるだろう。そのような追加の奉仕部門として、シニア奉仕、母子の奉仕、ポリオ奉仕、その他同様に重要とみなされる分類の奉仕などが考えられる。従って、かつての四大奉仕部門に戻すために、青少年奉仕を除外すべきである。

（審議に入る）

（反対）2016年に第五奉仕部門が追加されている。ロータリーの理念で青少年への奉仕を実現する上で第五奉仕部門は必要である。

（修正動議）コロンビア、16‐14と密接に関連しているので投票するべきではない。

（議長）順序に従って審議し、もし矛盾した制定案があれば指定審議会で再度審議をするルールになっているので、この制定案を採択する必要があると認識する。

（賛成）青少年に関わる分野は強調分野であるので賛成。

（反対）ジアイ元会長⇒この案件が採択されれば青少年活動を阻害することになると認識している。青少年とロータリーの関わりの歴史は長く、これからも未来でも必要なる。青少年奉仕をこれからも継続する意味で、削除は「退歩」となる。

（賛成）韓国3710地区、青少年奉仕部門があるのなら他の4つの部門は青少年活動以外の活動になってしまう。部門として独立させることは他の4部門と性格が違うので削除するべきである。

（反対）オーストラリア、青少年活動に注目することで第五奉仕部門は必要。

（終了動議後採決に入る）

（採択）賛成104反対365で否決

**制定案16-13奉仕の第五部門を改正する件**

提案者： 第2060 地区（イタリア）直方ロータリークラブ（日本、第2700 地区）標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202ページ）。

第 **5**条 五大奉仕部門

奉仕の第五部門である~~青少年~~新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

**趣旨および効果**

本制定案は、標準ロータリークラブ定款を改正し、奉仕の第五部門の名称を「青少年奉仕」から「新世代奉仕」に変更するものである。ロータリー青少年プログラムは、ロータリーの外でも知られるようになり、全世界での評価も高い。強調する必要はないが、続けていく必要がある。主にヨーロッパ、ただし他の国でも、ロータリアンの平均年齢が高まっているが、これは何よりも若い会員を入会させることへの無関心と抵抗のせいである。たとえ職業において高い地位にいなくても、ロータリアンとなるにふさわしい知識と経験をもつ若い会員や新会員が、ロータリーには必要である。ローターアクトを卒業した職業人や、30～35歳の職業人は、もはや青少年とは見なされないが、いわゆる新世代に属している。もはや青少年ではないこれらの人びとを、ロータリーは新会員として必要としている。

（質疑に入る）

（賛成）日本、青少年は12歳から25歳であり、現在は幼児から30歳以上の若い人たちとのかかわりが拡大している。したがって新世代の言葉のほう現実いふさわし。

（反対）2013年規定審議会で採択されたことを確認していただきたい。

（意見）16‐12でも討議されたが、2013年の規定審議会でも同じような討議をするべきである。

（反対）5170地区、2010年から議論が続いている。言葉によってニュアンスが変わることを意味している。青少年と新世代の2つの言葉の中で、若い会員の獲得という意味では新世代、もってお若い会員は青少年という意味でターゲットをはっきり決めなくてはならない。したがって私は反対。

（賛成）高校を卒業するとユースとは言わない。新世代のほうがふさわしい。

（反対）青少年という言葉は新鮮さをイメージする。青少年がふさわしい。

（反対）過去3回の規定審議会でヨーヨーのように取り扱われた。30～35歳は新世代ではない。

（賛成）WHOでは18歳から30歳を新世代としている。30歳以上の人たちも包含されると思う。

（修正案）提案であるが、タイトルとして青少年および新世代に変更をするべきである。

（修正案の審議に入る）

（反対）新世代には青少年が含まれている。新世代にするべき。

（反対）4年ごとに世代が変化する。16、12、8歳でそれぞれ違う。ロータリーキッズという言葉もある。従って全ての世代を入れるのなら新世代にするべき

（修正案のカードによる採択）否決された

（反対）RI理事（ジェニファージョーンズ）、2013年の決定に従うべき。

（終了動議の後採択に入る）

（採択）賛成148反対308により否決された

**~~制定案16-14「ロータリーの目的」に新世代のグローバルリーダー育成に関する第5項目を追加する件~~（撤回）**

提案者： RI理事会（2013年規定審議会 制定案13-64と13-65による）Paranaguá-Rocio ロータリークラブ（ブラジル、第4730 地区）国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133ページ）。

第 5 奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて、新世代のグローバルリーダーを育てること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202ページ）。

第 5 奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて、新世代のグローバルリーダーを育てること。

**趣旨および効果**

五大奉仕部門は「ロータリーの目的」に対応している。2010年規定審議会にて第五の奉仕部門として新世代奉仕が導入され、2013年規定審議会ではこれが青少年奉仕に改名されたが、それに応じた「目的」への変更は加えられなかった。本制定案は、国際ロータリー定款と標準ロータリークラブを改正し、第五の奉仕部門に対応する「ロータリーの目的」の第5項目を追加するものである。ロータリアンは、インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）、クラブと地区のプログラムを通じて、青少年および若いリーダーとともに活動している。青少年・若いリーダーとの活動は、ロータリーの基本的な活動および目的であり、強調されるべきである。

**制定案 16-15 青少年と若者の奉仕の精神とリーダーシップの育成を含めるために、「ロータリーの目的」に第 5 項目を追加する件**

提案者： Pachuca Plata ロータリークラブ（メキシコ、第 4170 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133ページ）

第 5 青少年と若者のアイデアと活動を支援し、より良い世界のための価値観

と関心を培う青少年リーダーシップ養成プログラムを推進することにより、将来の社会を担う青少年と若者の重要性を認識すること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202ページ）

第 5 青少年と若者のアイデアと活動を支援し、より良い世界のための価値観と関心を培う青少年リーダーシップ養成プログラムを推進することにより、将来の社会を担う青少年と若者の重要性を認識すること。

**趣旨および効果**

本制定案は、ロータリアンが若者たちとともに行っている活動を反映させるものである。 「ロータリーの目的」と奉仕部門の相互関係について一貫性を保つことが重要である。奉仕部門が 4部門だった頃、「目的」も 4項目から成っていた。現在は 5つの奉仕部門 から成っているので、「目的」も 5項目とすべきである。こうすることで、ロータリーの現在の哲学がより良く反映される。

（反対）ダクターマン元会長⇒ロータリーの目的と奉仕部門の違いについて意見を述べたい。目的は簡潔なステートメントである。それはロータリーが奉仕をする団体であるということを述べている。ロータリーの目的はクラブ、職業、地域、世界を通じて奉仕をする団体であり、新世代青少年奉仕を追加することに反対していただきたい。むしろ他の立法案の審議をする時間を取るべきである。

（賛成）青少年への取り組みを再確認するために必要と思う。

（反対）ロータリーの礎を変えるべきではない。

（修正動議後採択に入る）

（採択）賛成49反対435で否決

**~~制定案 16-16 新世代を含めるために「ロータリーの目的」に第5項目を追加する件~~ 撤回**

提案者： Asuncion Catedral ロータリークラブ （アルゼンチンおよびパラグアイ、第 4845 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133ページ）。

第 5 職業において高い道徳的価値観を実践している新世代リーダーを育成し、人間開発とより良い世界の基礎としてこれらの価値観を次世代に引き継いでいくこと。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202ページ）。

第 5 職業において高い道徳的価値観を実践している新世代リーダーを育成し、人間開発とより良い世界の基礎としてこれらの価値観を次世代に引き継いでいくこと。

（本文終わり）

**趣旨および効果**

2010年規定審議会は、採択制定案10-87によって第五の奉仕部門「新世代奉仕」を追加することを決定した。これにより、標準ロータリークラブ定款の第5条が改正された。2013年規定審議会は、採択制定案13-69によって第五の奉仕部門の名称を「青少年奉仕」に変更することを決定した。これにより、標準ロータリークラブ定款の第5条が再び改正された。 RIは第五の奉仕部門を「青少年奉仕」と定め、RIと全ロータリアンにとっての青少年の

重要性を強調している。上記に鑑みると、この奉仕部門に関するロータリーの活動目的を「ロータリーの目的」に含め、ロータリアンにこのことを周知させる必要がある本立法案は、RI定款と標準ロータリークラブ定款における第五奉仕部門の脱落を修正しようとするものである。

撤回

**制定案 16-1７「ロータリーの目的」を改正する件**

提案者： La Crosse ロータリークラブ（米国、第 6250 地区）

**国際ロータリー定款を次のように改正する**（『手続要覧』第 133ページ）。

（目的の全面改正提案）

ロータリーの目的は、親睦を通じて奉仕の理念を培うこと；

あらゆる言行において高い倫理基準を求め、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、各ロータリアンの職業は社会に奉仕する機会であると理解すること； 人生のあらゆる面において奉仕の理念を実践するようロータリアンに奨励すること； 奉仕の理念で結ばれた人々と組織が、世界的親睦を通じて、国際理解、親善、平和を推進することである。

（標準ロータリークラブ定款第四条目的も同上文章に改正を提案）

**趣旨および効果**

「ロータリーの目的」は、国際ロータリーの基礎を成す文書である。全ロータリアンは、ロ

―タリーの標語「超我の奉仕」、言行の指針となる「四つのテスト」、ロータリーの 5つの

中核的価値観（親睦、リーダーシップ、高潔性、多様性、奉仕）に直接かかわる「ロータリーの目的」を理解し、精通すべきである。

「ロータリーの目的」の文言修正により、会員資格に関する最近の規定審議会の決定を表した RI定款第 5条第 2節（a）と一致したものとなる。現行の「ロータリーの目的」はロータリー初期に書かれたものであり、その文言と文章構造は習得が難しい。「ロータリーの目的」を簡潔な文言で言い換えることは、ロータリアンとしての目的の本質の幅広い理解に役立つ。

（意見）理事会へ付託をお願いしたい。

（採決）カード方式で賛成多数の為、理事会付託となった。

理事会付託

**16-18 「ロータリーの目的」を改正する件**

提案者： Belconnen ロータリークラブ（オーストラリア、第9710 地区）

**国際ロータリー定款を次のように改正する**（『手続要覧』第 133ページ）。

（廃止部分と追加部分のみ掲載）

第 2 職業~~上の~~とボランティア奉仕における高い倫理基準を保ち、~~役立つ仕事8 はすべて価値あるものと認識し~~、仕事とボランティア奉仕の両方を通じて社会に奉仕する機会として、ロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人とボランティアが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202ページ）。

（同じ内容なので略）

**趣旨および効果**

世界中の地域社会では職業人がボランティアとして価値ある職業奉仕を実践している。この制定案は、こうした世界共通の職業的活動を認識するために、RI定款と標準ロータリークラブ定款に記載されている「ロータリーの目的」を改正するものである。この制定案はまた、第 2項目の改正によって、正規の仕事に就かないロータリアンおよびロータリアン見込者の割合が大きく増え続けていることを認め、第 3項目との関連性を強めるものである。

（賛成）ボランティアに取り組んでいる人達を認識するべき。

（反対）ルーツに関わる問題であり、同じように理事会に付託するべきである。

（付託に関する採択）賛成が多く付託となった。

理事会へ付託

**~~16-19 「ロータリーの目的」を改正する件~~（撤回）**

提案者： Church & Oswaldtwistle ロータリークラブ（英国、第1190 地区）

**国際ロータリー定款を次のように改正する**（『手続要覧』第 133ページ）。

第 **4**条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、~~意義ある事業の基礎として~~社会への奉仕の理念を奨励し、これを

育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第 1 ~~知り合いを広めることによって奉仕~~好ましい協力の機会をもたらすために、人々のつながりを広げる~~とすること~~；

第 2 ~~職業上の~~人生における高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また~~事業および社会生活~~キャリアにおいて、日々、奉仕の理念を実践すること；

第 4 奉仕の理念で結ばれた~~職業人~~地域志向の人びとが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

標準ロータリークラブ定款も同じ内容なので略

**趣旨および効果**

節全体が長く、意欲を鼓舞するものではなく、ロータリーの目的は何かを明確に理解できるものとなっていない。私たちには、世界全体がロータリーとその目標をより良く理解できるようにする責任がある

**16-20 「ロータリーの目的」を改正する件**

提案者： 川口西ロータリークラブ（日本、第2770 地区）

**国際ロータリー定款を次のように改正する**（『手続要覧』第 133ページ）。

（変更点のみ掲載）

第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人と地域社会のリーダーが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

（標準ロータリークラブ定款変更は同じ変更内容なので略）

**趣旨および効果**

ロータリーは会員資格として「地域社会のリーダー」を認めており、RI定款第 4条第 4

項および標準ロータリークラブ定款第 4条第 4項の国際奉仕を示すロータリアンの表現に「地域社会のリーダー」の文言を入れ、「国際ロータリーの使命」の定義との整合性を図るべきである。定款の目的に表記されることにより当該職業分類の会員の拡大が期待できる。

（質疑に入る）

（意見）これまでの審議で理事会付託をお願いしたい。

（理事会付託への採択）多数決の結果理事会付託となった。

理事会付託

**III. クラブ例会**

**16-21 クラブ例会と出席に柔軟性を認める件**

提案者： RI 理事会、第5450 地区（米国）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203ページ）。

第 **6**条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 7条第 1節、第10条第 1、2、3、4、5節、第 13条第 4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。

**趣旨及び効果**

本制定案は、標準ロータリークラブ定款の新しい第 7条（現在の第 6条）、第 10条（現在の第 9条）、第13条（現在の第 12条）の例外を認め、各ロータリークラブの細則で例会頻度と出席に関する規定を定めるようクラブに柔軟性を与えるものである。

クラブには以下のオプションが与えられるようになる。

**•** クラブがいつ、どのくらいの頻度で例会を開くか決める。

**•** 適切な出席要件を定める。

**•** 欠席による終結の方針を修正または削除する。

このような柔軟性がないと、ロータリーでは今後、会員基盤の縮小と高齢化が続く可能性があり、会員減少に歯止めをかけられなくなるほど極端な会員構成となる可能性がある。

（質疑に入る）

（進行についての意見発表）1990地区、投票の機械の20～30％が機能していない現実があるので、是非、再投票することを検討いただきたい。

（議長）16－21を先行させる。

（修正動議）毎月少なくとも2回例会を開催するを追加することを提案したい。

（修正動議への賛成意見）ジョンブラウント（元RI理事）

クラブのサポートと強化とクラブの自主性と主体性の尊重を両立することが大事である、またロータリーの中核的価値観を維持しながら少なくとも例会を維持することを確保する多面である。なぜなら、修正前の立法案は年に1回の例会でも可能になるのは極端に過ぎる。

（賛成）ロンジャーム会長エレクト⇒理事会として支持したい。

（反対）この立法案のアイデアは柔軟性を与えることであり、毎月2回の例会を「強制」してはいけないと思う。クラブの事情にあった例会の確保をさせる柔軟性を維持するべきである。

（意見）この立法案は3分の2以上の賛成が必要なのでは？

（定款細則委員会）RI細則に準拠する。（過半数投票）

（賛成）ロータリーの例会は親睦をはじめとしたクラブ会員が集まり活動をする前提で動いているので、明確に2回以上の例会を開催することに問題はないと考える。柔軟性は「なんでもOK」を許すものではない。

（意見）試験的プログラムとの整合性はどうなのか？

（事務総長）試験的プログラムは成功裏に継続されている。

（修正案への賛成意見）アルゼンチン、ロータリーの未来を考えるのなら変化を恐れてはいけない。

クラブの多くは例会を開催していない。長期のバケーションで2か月例会を開催しないクラブが亜存在している。

（反対）この修正案は他の奉仕団体を同じことになる。ライオンズは月2回の例会をしているが会員数は増加していない。ロータリーは今までの例会を維持するべき。

（賛成）完全なる自由よりも何らかの制限をすることが大事である。

（修正動議の終了動議を受けて修正動議の採択）

（修正動議のカードによる採択）賛成が多く採択された。

（修正案に基づく審議に入る）最低月2回に関しての審議

（質問）出席率はどうなるのか？（報告義務があるのか）

（定款細則委員会）標準ロータリークラブ定款第9条でこの修正案が採択された場合でも変化はない。

（賛成）入会を促進することになるので賛成。

（反対）日本、個別ではなく包括的に変え、クラブに任せる事は、上位規定を下位規定で例外を射止めることは問題があると認識している。英米法とドイツ法での違いがあろうとも、試験的プログラムで来年6月30日まで実施される中で、その結論を待たずにCOLで決定することに反対。

（賛成）毎週の例会を維持しようとしているクラブには全く関係の無い議案であり、新しいクラブが今後どのように「選択」をするかが問題であり、柔軟性を持たせる事によってクラブの活力を拡大することができるので賛成である。

（反対）これまで築いてきた価値は「例会」を通して信頼関係、キズナを深めてきた。例会を毎週開催するべきである。

（賛成）16‐21が採択されなければロータリーの未来が危うくなる。試験的プログラムの結果は柔軟性を与えることで、会員の拡大に寄与する結果になっている。地域によってふさわしい例会の開催頻度を実現する柔軟性を与えるべき。

（反対）ドイツ、修正案で例会頻度が追加されたことは認められない。本来の立法案にするべき。

（賛成）フィンランド、変化をすることでよりよくなるために賛成である。ポールハリスも変化への対応を言及している。

（反対）ブラジル、例会の数がすくなくなる事で問題は、会員がクラブの状況を知る機会がすくなくなる。他の会員との交流を通じて学ぶ機会がすくなくなることも問題。

（賛成）ビルボイド元会長、クラブの活力が減退していることが今日のロータリーの最大の課題である。若い人たちがクラブに入会をしなければロータリーは消滅する。若い人たちにはより柔軟性を持った例会開催をするべきであり、この修正案に私は賛成である。

（一時間にわたる審議の後、採択に入る）

（修正制定案の採択）賛成392反対82で採択

**~~16-22 クラブ例会の構造決定に柔軟性を与えることを認める件~~（撤回）**

**クラブ例会の構造決定に柔軟性を与えることを認める件**

提案者： Carson City ロータリークラブ（米国、第5190 地区）Grass Valley ロータリークラブ（米国、第5190 地区）第5950 地区（米国）Holmen Area ロータリークラブ（米国、第6250 地区）第9520 地区（オーストラリア）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。第6条（『手続要覧』第 202～203ページ）

（第 **6**条のうち **1**つを選択する）第 **6**条 会合　第 **1**節 **—** 例会。

(a) ~~日および時間。~~本クラブは、毎週1回、会員の参加と関与を奨励するために細則に定められた~~日および時間に~~通りに、定期の会合を開かなければならない。~~このような会合には、クラブの奉仕プロジェクト、またはクラブが後援する地域行事、または理事会によって承認された会合を含めることができる。~~

~~(b) 会合の変更。正当な理由がある場合は~~、理事会は、~~適切と認めるときは、時として~~、例会を、~~前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に~~変更または取りやめる~~する~~ことができる。

~~(c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に 4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが 3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。~~

~~(d)~~ (b) 衛星クラブの例会（該当する場合）。(以下省略)

**趣旨および効果**

本制定案は、クラブ例会を同じ曜日と時間に開催しなければならないという条件を削除することにより、例会を構成する上での柔軟性をクラブに与えようとするものである。本制

定案によって、クラブは会員にとって都合のよい時間に例会を行うことができる。奉仕プ ロジェクトまたはクラブが後援する行事が例会の代わりとして認められ、この変更は、会員

の参加と関与を促すとともに、ロータリークラブ入会への障壁をできるだけなくすことを目的としている。また、例会に最低 60％出席しなければならないという要件を廃止することにより、クラブの自主性がさらに育まれ、会員のニーズをより満たすことができる。

**~~16-23例会スケジュールの選択に関してクラブに柔軟性を認める件~~（撤回）**

提案者：第5550地区（カナダ）Bega ロータリークラブ（オーストラリア、第9710 地区）

**標準ロータリークラブ定款を次のように改正する**（『手続要覧』第 201ページ）。

（主要部分のみ抜粋）第 **1**節 **—** 例会。

(a) ~~日および時間~~例会スケジュール。本クラブは、~~毎週 1回、~~細則に定められた頻度、日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

**趣旨および効果**

本制定案は、週1回の例会をクラブに義務づける規定を改正し、例会スケジュールを選ぶ柔軟性をクラブに与えるために、標準ロータリークラブ定款を改正するものである。この改正により、クラブは引き続き毎週に会合を開くか、あるいは週一回よりも多いか少ない頻度で（ただし一定の間隔で定期的に）会合を開くことができる。

**~~16-24 クラブ例会を少なくとも月2 回と定める件~~（撤回）**

提案者： Fordingbridge ロータリークラブ（英国、第1110 地区）初め12地区から提案

**標準ロータリークラブ定款を次のように改正する**（『手続要覧』第 202～203ページ）。

第 **6**条 会合　第**1**節例会。

(a) 日および時間。本クラブは、~~毎週 1回~~毎月少なくとも 2回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

**趣旨及び効果**

現代社会で仕事をする人にとって、時間は最も貴重なものの一つである。勤務時間も柔軟になりつつある現在、多くの若いロータリアン候補者は単純に、毎週例会に出席する時間がない。この制定案は、新モデルの試験クラブが過去6年間享受してきた自由をほかのすべて のクラブにも提供し、月 2回の例会というオプションを認めることでクラブが現代社会に 真に適応できるようにするものである。ただし、現状維持を選ぶクラブはその通りにする1 自由もある。本制定案は規制的なものではなく、単に、希望するクラブには月 2回の例会というオプションを与えるものである。

**~~16-25 クラブ例会を少なくとも月2 回と定める件~~（撤回）**

提案者： Totnes ロータリークラブ（英国、第1170 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203ページ）。

第 **6**条 会合　第 **1**節 **—** 例会。

(a) 日および時間。本クラブは、~~毎週 1回、細則に定められた日および時間に~~会員の文化と要望に最もよく合うようクラブが決めた頻度で毎月、定期の会合を開かなければならない。ただし、毎月少なくとも 2回は、細則に定められた日および時間に会合を開くことを条件とする。

**趣旨及び効果**

会員数が 26名にまで減少していた。試験的プログラムにおいて例会頻度を 2週間ごとと変えたところ、会員数が徐々に増えて 50名以上となり、平均年齢も下がった。これは、2013年規定審議会で発表された試験的プログラムに関する報告書で RI が示した結果に沿うものである。特に若い会員を勧誘しようとするならば、この問題に取り組む必要がある。

撤回された。

**16-26 例会取消の規定を改正する件**

提案者： Altrincham ロータリークラブ（英国、第1285 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203ページ

第 **6**条 会合

第 **1**節 **—** 例会。

(c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、

**趣旨および効果**

RIBIの多くのクラブは祝日のある週に例会を開かないのが慣行である。例えば、英国では月曜日が祝日となっている週が 4週あるが、毎週火曜日に例会を開くクラブもその週に例会を開いていない。本制定案は、祝日の含まれる週に例会を取りやめることを認め、既存の慣行を正規のものとし、クラブの予定計画にさらなる柔軟性を与えるものである。

（意見）クラブの柔軟性の審議が採択されたので、理事会付託あるいは撤回する必要がある。

（理事会付託へのカード方式採択）反対が多数で否決

（修正動議）クラブ理事会は少なくとも月2回以上開催しなければならないと修正を提案する。

（定款細則委員会）16－21が可決されたことによって、この立法案では可能になったと判断する。

（意見）月2回開催が決定した前提で、クラブは最低2回例会開催をしなければならないのか？

（定款細則委員会）曜日を変更してクラブ理事会は例会を開催することが出来るので問題はないと思う。

（終了動議の後採択）

（採択）賛成272反対222の結果採択

**16-36 会員身分~~と職業分類~~に柔軟性を認める件（修正案）**

提案者： RI 理事会,5450地区

国際ロータリー~~定款~~細則を次のように改正する~~（『手続要覧』第 134ページ）。~~

~~第4~~ **~~5~~**~~条 会員~~

~~第~~ **~~3~~**~~節~~ **~~—~~** ~~会員身分と職業分類に関する規定の例外。クラブは、本条第2節（b）に従わない、会員身分に関する規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。~~

~~さらに、~~国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 143ページ）。

第 **4**条 クラブの会員身分

**4.110.** 会員身分に関する規定の例外

クラブは、本細則の第 4.010.節および第 4.030.節～第 4.060.節に従わない規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本細則の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 205ページ）。

第 **9**条 会員身分と職業分類に関する規定の例外

本定款の第 7条第 2節と第 4～9節および~~第 8条~~に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

**趣旨および効果**

本制定案は、クラブ細則の中で会員の~~職業分類システムを削除または修正~~したり、会員身分に関する規定の一部を修正できるよう、個々のロータリークラブに柔軟性を与えることを目的としている。入会資格の目的としては完全に削除、または、より厳格または緩やかなものへの変更のいずれかを選ぶ柔軟性をクラブに与えるものである。

そのような柔軟性の例には以下が含まれるであろう：

**•** ~~職業分類の制度を廃止し、~~各々の地域社会にふさわしい基準に基づいて、またクラブの戦略的ビジョンに沿って、優れた資質を持つ人の入会を検討できるようにする。

**•** クラブの入会基準を満たすローターアクターが、ローターアクトクラブにおける会員身分を維持すると同時に、ロータリークラブに入会することを認めるようにする。

**※RI理事会から事前に修正されて提案がなされた**

**その内容は、表題の「職業分類」が削除され、会員身分の柔軟性のみの制定案となっている**。

（賛成）私は3世代目のロータリアンである。柔軟性を持たせる事で

（質問）東京、修正案の7行目、国際ロータリー細則40－10で正会員と名誉会員の2種類であるが、国際ロータリー定款第五条第3節と矛盾することになるのかどうかである。クラブ定款で会員身分が家族会員、準会員を認めてよいことになるのか？

（定款細則委員会）正会員の下にサブカテゴリーを追加することで国際ロータリー定款、細則に矛盾がなくなると考えいる。

（反対）4500地区、弁護士だけのクラブやエンジニアだけのクラブが可能になるので反対する。

（賛成）様々な会員身分を持っている組織は活力を維持している。

（反対）3060地区、職業分類を弱めることはロータリーの基本を損なう事になる。一つの職業分類のクラブでは多様性を失うことになる。

（賛成）3282地区、決議案23－34はクラブの自主性を強く訴えている。時代の変化への対応と原則を変化させない手法として、「自主性」を確保する手法としてこの制定案には賛成である。

（反対）ブラジル、ロータリーは親睦団体である。同業者が多いと喧嘩等で退会者が多くなるので反対。

（反対）職業分類制度を持っているのがロータリーであり、他の団体とは違う。

（意見）3060地区、職業分類を無くす提案ではないことを確認したい。

（定款細則委員会）その通りである

※終了動議により採択に入る

（採択）賛成386反対75で採択された。